

令和8年度 血圧計導入促進助成制度の手続きについて

過労死や健康起因事故の原因である脳・心臓疾患について、その要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定を推進し、血圧計導入の普及を図るために導入費用の一部を助成いたします。

1. 主な留意点

- (1) 補助の対象となる血圧計は、全日本トラック協会で指定する高機能な機器とする。
- (2) 導入方法は買取り(リース・割賦は不可)とし、県内営業所に設置する血圧計とする。
※中古品は対象外。
- (3) 助成対象者は、中小企業者を対象とする。
※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。
 - ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
 - ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
- (4) 国等から助成金が交付された場合は、助成対象外とする。

2. 助成額

全ト協認定の血圧計(別添1)取得価格(本体のみ、税抜き)の1/2・上限5万円として予算枠に達し次第、受付を終了とする。

3. 助成対象期間

令和8年4月1日～令和9年2月28日に導入し、支払が終了したものとする。

4. 申請方法

令和9年2月28日までに、交付申請書(様式1)、添付書類を提出するものとする。

5. 提出先

申請書は以下の住所までご申請願います。

〒330-8506

埼玉県さいたま市大宮区北袋町1-299-3

埼玉県トラック総合会館内 業務部 宛て